



長野県報

3月30日(金)
平成19年
(2007年)
号 外

目 次

規 則

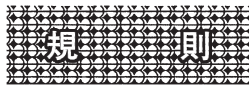
被服貸与規則の一部を改正する規則(職員課)	2
医療関係法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
長野県看護大学学則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則(医療政策課)	2
長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則(医療政策課)	3
長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則(林業振興課)	3

告 示

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱の廃止(市町村課)	5
地域発元気づくり支援金交付要綱の制定(市町村課)	5
障害者の生活圏拡大支援事業補助金交付要綱の廃止(障害福祉課)	7
精神障害者社会復帰訓練事業補助金交付要綱の廃止(障害者自立支援課)	7
障害者等共同作業訓練事業補助金交付要綱の廃止(障害者自立支援課)	7
地球温暖化防止のための緑づくり活動推進事業補助金交付要綱の廃止(森林整備課)	7

訓 令

平成19年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者(人事課)	8
平成19年4月1日付けで別に人事通知書を交付されない者(経営企画課)	8



被服貸与規則の一部を改正する規則をここに公布します。
平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第15号

被服貸与規則の一部を改正する規則

被服貸与規則(昭和39年長野県規則第24号)の一部を次のように改正する。

別表の1の(13)の項中「助教授又は講師」を「准教授、講師又は助教」に改め、同1の(14)の項中「助教授若しくは講師」を「准教授、講師若しくは助教」に改め、同1の(22の3)の項中「助教授」を「准教授」に改め、同1の(24の3)の項中「けんこう課の」を「ふれあい課の手術に従事する」に改め、同表の2の(2)の項中「盲・ろう・養護学校」を「特別支援学校」に改め、同2の(8)の項中「及びろう学校」を「並びに長野ろう学校及び松本ろう学校」に改め、同2の(11)の項中「盲学校、ろう学校」を「長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校又は松本ろう学校」に、「ろう学校の産業工芸科」を「長野ろう学校及び松本ろう学校の産業工芸科」に改め、同2の(12)の項中「養護学校」を「特別支援学校」に、

「

--

」を「

長野盲学校、松本盲学校、長野ろう学校及び松本ろう学校の職員を除く。

」

に改め、同2の(13)の項中「盲学校又は肢体不自由養護学校」を「長野盲学校、松本盲学校、花田養護学校又は稲荷山養護学校」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

職員課

医療関係法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第16号

医療関係法に基づき提出する書類の経路に関する規則の一部を改正する規則

医療関係法に基づき提出する書類の経路に関する規則(昭和30年長野県規則第41号)の一部を次のように改正する。

第1条中「臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律」を「臨床検査技師等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

医療政策課

長野県看護大学学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第17号

長野県看護大学学則の一部を改正する規則

長野県看護大学学則(平成6年長野県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「助教授」を「准教授」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第18号

長野県看護大学大学院学則の一部を改正する規則

長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号)の一部を次のように改正する。

第5条中「助教授、講師及び助手」を「准教授、講師、助教及び助手」に改める。

第6条第1項中「助教授」を「准教授」に改める。

第9条第1項及び第11条第1項中「第12条第1項」を「第12条」に改める。

第13条中「、第12条第1項」を「、第12条」に、「、第25条」を「、第25条、第25条の2」に改め、同条の表中

「

第12条第1項	60単位	10単位
---------	------	------

」

を

「

第12条第1項	60単位	10単位
第12条第2項	他の大学	他の大学院
	外国の大学	外国の大学院
第24条及び第25条の2第1項	長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号。以下「大学院学則」という。)	第13条において準用する第25条の2第1項
第12条第3項	60単位	10単位

」

に、

「

前条の規定により看護大学において修得を認定したものとみなす単位数と合わせて60単位

」を「

60単位

」

に、「長野県看護大学大学院学則(平成10年長野県規則第40号。以下「大学院学則」という。)」を「大学院学則」に、

第28条	特別聴講学生	研究生
第29条第1項	特別聴講学生	研究生

を

第25条の2第2項	第14条から第18条まで	大学院学則第10条及び大学院学則第13条において準用する第15条から第18条まで
第28条	科目等履修生	研究生、科目等履修生
第29条第1項	科目等履修生	研究生、科目等履修生

に改める。

別表第1の共通選択科目の項中

「 哲学的人間学 」を「 ケアの倫理 」に、

「 生命科学特講
感染免疫・腫瘍学概論 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ を

「 生命科学特講 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ に、

「 自然科学入門
語法特殊講義 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ を

「 語法特殊講義 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ に、

「 看護臨床薬理 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ を

「 看護臨床薬理
看護情報学概論
再生医学の基礎 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 1 \\ 1 \end{array} \right\}$ に改める。

別表第2の共通選択科目の項中

「 心の哲学 」を「 ケアの哲学 」に、

「 感染免疫・腫瘍学論
看護生体制御論 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ を

「 看護生体制御論 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ に、「 生命科学特論 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 2 \end{array} \right\}$ を

「 生命科学特論
再生医学の基礎と応用 」 $\left. \begin{array}{l} 2 \\ 1 \end{array} \right\}$ に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第19号

長野県看護大学の授業料等に関する規則の一部を改正する規則

長野県看護大学の授業料等に関する規則（平成6年長野県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

医療政策課

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

長野県規則第20号

長野県林業大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県林業大学校管理規則（昭和53年長野県規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

(別表)(第7条関係)

授業科目及び単位数

授業科目			単位数					
			第1学年		第2学年			
			講義	実験等	講義	実験等		
一般 教育 科目	人文科学	哲学及び倫理学	2					
		心理学	2					
		文学	2					
	社会科学	法学	2					
		社会学	2					
		経済学	2					
	自然科学	数学	2					
		物理学	2					
		化学	2					
		生物学	2					
情報処理学		2		2				
外国語科目		英語	2		2			
保健体育科目		保健体育		1		1		
専門 教育 科目	共 通	育林・生態	育林学	2	2	2	1	
			森林生態環境学	4	1	4		
	森 林 土 木	森林資源管理	森林管理経営学	2	1	4		
			森林情報学	2			2	
			木材商業論			2		
	景 観 ・ 保 健	森林土木	森林土工学	2	1	2	2	
			測量学	2	1			
	森 林 機 械	森林政策	森林風致計画学			2		
			保健休養学		1		2	
	林 産 政 策	森林機械	林業機械工学	2	$3\frac{1}{2}$	4	5	
			林産	木材利用学	4			2
				特用林産学	2	1		
		森林政策学	4					

選 択 科 目	校外研修			2		3 $\frac{1}{2}$
	体験研修			$\frac{1}{2}$		6
	特別講座		2		2	
	育林・生態	育林学				1
	森林資源管理	森林管理経営学				1
	森林土木	森林土工学				1
		測量学				1
体験研修					4	

(備考) 講義の1単位は15時間、実験等の1単位は30時間とする。

附 則

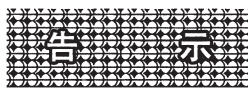
(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に長野県林業大学校の第2学年に在学する者の履修すべき授業科目及び単位数については、この規則による改正後の長野県林業大学校管理規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

林業振興課



告 示

長野県告示第233号

信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱(平成17年3月31日長野県告示第158号)は、平成19年3月31日限り、廃止し、平成18年度以前の年度のこの告示による廃止前の信州ルネッサンス革命推進事業支援金交付要綱の規定による交付金については、なお従前の例によります。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

市 町 村 課

長野県告示第234号

地域発元気づくり支援金交付要綱を次のとおり定め、平成19年4月1日から施行します。

平成19年3月30日

長野県知事 村 井 仁

地域発元気づくり支援金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野づくりを進めるために、市町村及び公共的団体等が、住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む地域の元気を

を生み出すモデル的で発展性のある事業に要する経費に対し、予算の範囲内で地域発元気づくり支援金(以下「支援金」という。)を交付することについて、補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。)に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市町村、広域連合及び一部事務組合(以下「市町村等」という。)
- (2) 長野県内に事務所を有し、公共的活動又は地域の活性化に資する活動を行う団体で別に定めるもの(以下「公共的団体等」という。)

(交付対象事業)

第3 支援金の交付の対象となる事業(以下「交付対象事業」という。)は、次に掲げる事業のうち、第1に規定する趣旨に即した事業とする。

- (1) 地域協働の推進に関する事業
- (2) 保健、医療及び福祉の充実に関する事業
- (3) 教育及び文化の振興に関する事業
- (4) 安全・安心な地域づくりに関する事業
- (5) 環境保全及び景観形成に関する事業
- (6) 産業振興及び雇用拡大に関する事業

- ア 特色ある観光地づくり
- イ 農業の振興と農山村づくり
- ウ 森林づくりと林業の振興
- エ 商業の振興